一般競争契約入札心得(ベストベジ株式会社)

(趣旨)

第1条 この心得は、令和6年度産地パワーアップ事業ベストベジ(株)集出荷 貯蔵施設新設にかかる設備設置について、ベストベジ株式会社(以下 「入札執行者」という。)が行う競争入札に参加しようとする者(以下 「入札参加者」という。)が守らなければならない事項を定めるものと する。

(入札保証金)

第2条 入札参加者は、入札保証金の納付を要しない。

(入札の基本的事項)

第3条 入札参加者は、仕様書、図面及び入札に係る書類等、その他契約締結に 必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、 入札の内容について疑義があるときは、入札執行者の説明を求めるこ とができる。

(入札の辞退)

- 第4条 指名の通知(入札執行について(通知)をいう。以下同じ。)を受けた ものは、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができ る。
 - 2 指名の通知を受けた者は、入札を辞退するときは、次の各号により申し 出るものとする。
 - (1)入札執行前にあっては、別紙様式例による入札辞退届を入札執行者に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到着するものに限る。)して行うこと。
 - (2)入札執行中にあっては、入札辞退届(別紙様式例)又はその旨を明記した入札書を、入札箱に投入して行うこと。
 - 3 入札辞退をした者は、これを理由として以後の指名等について不利益 な取扱を受けるものではない。

(公正な入札の確保)

- 第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
 - 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加 者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入

札価格を定められなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を 意図的に開示してはならない。

(入札)

- 第6条 入札書は、様式第1号により作成し、封印の上、、裏面に入札者の住所 氏名を記載して公告又は指名通知に示した日時及び場所において入札 箱に投入しなければならない。
 - 2 郵送及び電送による入札は認めない。
 - 3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状(様式第2 号)を持参させなければならない。
 - 4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
 - 5 入札参加者は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条 の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

(入札書の書換等の禁止)

第7条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることが できない。

(入札の中止等)

- 第8条 入札執行者は、入札参加者が談合し、又は不穏の行動をなす等の場合に おいて、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当 該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは 取りやめることがある。
 - 2 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、 入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(開札)

第9条 開札は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。ただし、 紙入札の場合は、当該入札場所において入札者を立ち会わせて行う。

(入札の無効)

- 第10条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
 - (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
 - (3) 所定の日時、場所に提出しない入札
 - (4) 記名押印を欠く入札。代理人の行った入札の場合は代理人の記名押印

を欠く入札。

- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (8) 同一事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (9) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について2人以上の代理をした者の入札
- (11) 前各号に定めるもののほか、他の規定及び指示した条件に違反して 入札した者の入札

(落札者の決定)

- 第11条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした落札者とする。
 - 2前項ただし書きに該当するおそれがある入札を行った者は、入札執行 者の行う調査に協力しなければならない。

(再度入札)

- 第12条 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再 度の入札を行う。
 - 2 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度の入札に参加す ることができない。
 - (1) 第 10 条第 1 項第 1 号から第 3 号及び第 7 号から第 11 号までの規定に基づき無効とされた入札

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

- 第13条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ち に当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。
 - 2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ

る。

(入札結果の通知)

第14条 開札した場合において、落札者があるときは、その者の氏名又は名称 及び金額を、落札者がないときはその旨を開札に立ち会った入札者に 直ちに口頭で知らせる。

(契約の締結)

- 第15条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に、契約を締結しなければならない。ただし、入札執行者がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。
 - 2 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は、効力を 失う。

(落札決定後に入札参加停止措置があった場合の取扱い)

- 第16条 落札決定後に、落札者に入札参加停止措置等があった場合の取扱いに ついては、次のとおりとする。
 - (1) 落札決定後から契約締結までの間に受注者が農林水産省の機関又は、 静岡県から入札参加停止措置を受けたときは、当該落札決定を取り消 すことがある。
 - (2) 前号の規定により契約を締結しない取扱いとした場合については、入 札執行者は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

(契約の確定)

第17条 契約書及び契約に準じる書類を作成する場合にあっては、契約当事者 双方が記名押印したときに確定する。

(契約保証金)

第18条 落札者は、契約保証金の納付を要しない。

(異議の申立)

第19条 入札をした者は、入札後、この心得、公告の内容及び現場等について の不明を理由として異議を申し立てることはできない。